

別表十二（十三）の記載の仕方

- 1 この明細書は、青色申告法人が措置法第57条の8（特定船舶に係る特別修繕準備金）若しくは平成23年12月改正法附則第65条第2項から第18項まで（特別修繕準備金に関する経過措置）の規定の適用を受ける場合又は連結法人が措置法第68条の58（特定船舶に係る特別修繕準備金）若しくは平成23年12月改正法附則第82条第2項から第13項まで（特別修繕準備金に関する経過措置）の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの明細書を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。
- 2 「3」から「24」までの各欄は、平成24年4月1日以後に開始する事業年度において平成23年12月改正法附則第65条第2項から第18項までの規定の適用を受ける場合又は同日以後に開始する連結事業年度において平成23年改正法附則第82条第2項から第13項までの規定の適用を受ける場合は、記載を要しません。
- 3 「当期の月数 13」の記載に当たっては、次によります。

60又は72

 - (1) 措置法第57条の8第10項の規定の適用を受ける場合にあってはその事業年度開始の日から同項に規定する適格分割又は適格現物出資の日の前日までの期間の月数を、同法第68条の58第9項の規定の適用を受ける場合にあってはその連結事業年度開始の日から同項に規定する適格分割又は適格現物出資の日の前日までの期間の月数を、それぞれ当期の月数として記載します。
 - (2) 措置法第57条の8第12項、第13項又は第15項の規定により特別修繕準備金の金額の引継ぎを受けた日を含む事業年度（以下「引継事業年度」といいます。）にあってはこれらの規定に規定する適格合併、適格分割又は適格現物出資の日から当該引継事業年度終了の日までの期間の月数を、同法第68条の58第11項、第12項又は第14項の規定により特別修繕準備金の金額の引継ぎを受けた日を含む連結事業年度（以下「引継連結事業年度」といいます。）にあってはこれらの規定に規定する適格合併、適格分割又は適格現物出資の日から当該引継連結事業年度の終了の日までの期間の月数を、それぞれ当期の月数として記載します。
- 4 「積立期間終了から2年経過後5年間均等益金算入による場合24」の記載に当たっては、次によります。
 - (1) 措置法第57条の8第14項又は第16項の規定により読み替えられた同法第55条第15項又は第19項（海外投資等損失準備金）の規定の適用を受ける場合にあってはこれらの規定に規定する適格分割又は適格現物出資の日を含む事業年度開始の日から当該適格分割又は適格現物出資の日の前日までの期間の月数を、同法第68条の58第13項又は第15項の規定により読み替えられた同法第68条の43第13項又は第16項（海外投資等損失準備金）の規定の適用を受ける場合にあってはこれらの規定に規定する適格分割又は適格現物出資の日を含む連結事業年度開始の日から当該適格分割又は適格現物出資の日の前日までの期間の月数を、それぞれ当期の月数として計算した金額を記載します。
- 5 「当期の月数 27」の記載に当たっては、次によります。

120

 - (1) 平成23年12月改正法附則第65条第12項若しくは第16項又は第82条第9項若しくは第12項の規定の適用を受ける場合には、「当期の月数」とあるのは、「当期の月数（適格分割又は適格現物出資の日を含む事業年度又は連結事業年度にあっては、当該事業年度又は連結事業年度開始の日から当該適格分割又は適格現物出資の日の前日までの期間の月数）」として記載します。
 - (2) 平成23年12月改正法附則第65条第10項、第14項若しくは第18項又は第82条第7項、第10項若しくは第13項の規定の適用を受ける場合には、「当期の月数」とあるのは「当期の月数（適格合併、適格分割又は適格現物出資の日を含む事業年度又は連結事業年度にあっては、同日から当該事業年度又は連結事業年度終了の日までの期間の月数）」と、「120」とあるのは「120から経過期間（平成24年4月1日以後最初に開始する事業年度又は連結事業年度開始の日から適格合併、適格分割又は適格現物出資の日の前日までの期間）の月数を控除した月数」として記載します。